

「治療と就業の両立支援セミナー」を実施



埼玉労働局長挨拶 片淵仁文（右）
 埼玉県社会保険労務士会会長挨拶 澤田裕二（左）
 労働政策総合推進法における改正について説明
 埼玉労働局労働基準部健康安全課長 川又裕子
 治療と就業の両立支援指針について説明
 特定社会保険労務士 近藤明美
 埼玉県の両立支援取組について説明
 産業労働部 雇用・人材戦略課（右）保健医療部 疾病対策課（中）産業労働部 就業支援課（左）
 取組事例発表：エアロトヨタ株式会社人事部 HR ウエルネスグループ



令和8年3月25日（水）に埼玉労働局14階雇用保険説明会場にて「治療と就業の両立支援セミナー」が埼玉県社会保険労務士会の共催により実施されました。

労働政策総合推進法の一部改正に伴い、職場における治療と就業の両立支援に必要な措置が事業主の努力義務（令和8年4月1日施行）となり、その指針内容の説明や埼玉県における取組内容、すでに積極的に行っている企業の事例紹介などをzoomと対面参加者のハイブリットにて実施し、多くの参加者のもと実施することが出来ました。